

試用期間について

【質問】

希望する会社に正社員として就職することが決まりました。会社の就業規則によると入社 6 か月間は試用期間でその後本採用になります。試用期間中に適性がないとみられたら採用を取り消されるらしいと聞いて不安です。試用期間と解雇との関係について教えてください。

【答え】

試用期間とは、労働者の勤務態度、能力などを評価して正式に採用するかどうかを会社が判断するための期間です。

試用期間を設けている場合は、契約時に就業規則に明示しておく必要があります。期間の長さについては特に決まりはなく、1 か月から 6 か月の期間を設けている会社が多いようです。使用者が雇用を継続することが適当でないと判断した場合に解雇または本採用を拒否する解約権が、使用者に留保されています。（「解約権留保付労働契約」）

試用期間中も労働契約は成立していますので、労働基準法などの労働関係法が適用されます。

試用期間中は通常の解雇よりやや広い範囲で解雇が認められています。採用時の面接や応募書類では分からなかった事実が試用期間中に分かった場合で、その事実によって本採用を拒否することが客観的にみて相当であることが必要です。

このため自由に解雇できるわけではありません。試用期間中の解雇と試用期間満了時の本採用拒否には通常の解雇と同じ理由と処置が必要となります。

本採用を拒否するための理由として、労働者について「出勤状況が悪い」「勤務態度が悪い」「能力が不足している」「経歴詐称」などが考えられます。

試用期間中であっても 14 日を超えて雇用されている労働者を解雇する場合や試用期間満了時の本採用拒否の場合には解雇予告制度が適用されます。30 日以上前に予告するか、平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当の支払いの対象になります。（労働基準法第 20 条）

【ワンポイントアドバイス】

1. 試用期間中も労働契約は成立しています。解雇は客観的に合理的な理由が必要です。「辞めてくれ」「本採用はしない」と言われた場合は解雇理由を確認しましょう。
2. 試用期間中でも、14 日を超えて雇用されている場合は、労働基準法に基づく解雇予告が必要です。